

2015年
(平成27年)

1月号

なら

通巻351号

労働時報

CONTENTS

- エルトピア会議室をご利用ください……………1
- 平成27年4月入校生募集(奈良県立高等技術専門学校)……………2
- 奈良県特定最低賃金改定のお知らせ……………2
- 社員・シャインな職場訪問記②……………3
- パートタイム労働法の改正……………4
- 社員・シャイン職場づくり推進登録企業募集……………4
- こまどりローン……………5
- 労務改善Q&A……………5
- 育児休業取得促進事業補助金……………6
- 奈良県の労働経済主要指標……………6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課
☎0120-450-355
月～金 9時～17時

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)
☎0742-26-6900
第2・第4土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)
☎0745-22-6631
第1・第3土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。
☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

しごと相談ダイヤル

パート・内職・技術講習など情報を提供しています。

◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時

◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

会議・研修・サークル活動などの会場をお探しなら、

エルトピア会議室をご利用ください!

エルトピアは県内2カ所ございます。

エルトピア奈良【奈良労働会館】

奈良市西木辻町93-6 TEL:0742-26-6900
平成26年12月1日から平成27年3月31日
まで、耐震工事を行っています。
その間、会議室はご利用いただけませんので、
申し訳ありませんがご了承いただきますようお願いいたします。

エルトピア中和【中和労働会館】

大和高田市西町1-60 TEL:0745-22-6631
施設内容：小会議室12名～大会議室100名 全5室
利用料金：半日 ￥720より
アクセス：JR高田駅から徒歩5分 または
近鉄高田駅から徒歩10分

両施設とも、

★マイク等設備使用料無料! ★無料駐車場ございます。★どなたさまでもご利用いただけます。

◎開館時間：9:00～21:00 ◎休館日：日曜日、祝日、休日、年末年始(12/28～1/4)

ご利用ご予約については、各エルトピアまでお問い合わせください。

エルトピアホームページ：<http://www.pref.nara.jp/15603.htm>

平成27年4月入校生募集案内 奈良県立高等技術専門校

本校は、再就職を希望している方や、学校を卒業し新たに職業に就かれる方が、職業に必要な技能・知識を学ぶ、公共職業能力開発施設です。近鉄橿原線石見駅下車西約200mの通校に便利な所にあります。

ハローワーク(公共職業安定所)と密接に連携し、さらに就職支援専任の職員が職業訓練期間を通して皆さんの就職活動のお手伝いをします。これらにより就職率は全体で9割を超えています。

一定の要件を満たすと、職業訓練期間中、雇用保険の失業給付期間延長、求職者支援制度、公共交通機関の学割などの援護措置が適用されます。

■募集科(各定員20名)

- ・ITシステム科(期間1年)
- ・家具工芸科(期間1年、将来起業を志している方)
- ・建築科(期間1年)
- ・住宅設備科(期間1年)
- ・服飾ビジネス科(期間1年)
- ・オフィスビジネス科(期間1年)
- ・ビルメンテナンス科(期間1年、35歳以上)
- ・販売実務科(期間1年、知的障がいのある方)
- ・造園技術科(期間6ヶ月)

■応募の流れ(販売実務科を除く全科)

1. 応募書類の受付期間
 [第1回募集] 1月5日(月)～2月2日(月)
 [第2回募集] 2月6日(金)～2月23日(月)
 [第3回募集] 3月2日(月)～3月18日(水)
 (注意:第2・3回募集は欠員のある科のみ実施)
2. 入校選考日(一般職業適性検査・面接)
 ※試験会場は奈良県浄化センター管理本館4階

- [第1回募集]・一般職業適性検査:2月13日(金)
- ・面接:2月19日(木)または20日(金)
- [第2回募集] 3月3日(火)
- [第3回募集] 3月23日(月)

■応募の流れ(販売実務科)

1. 応募書類の受付期間
1月8日(木)～1月22日(木)
2. 体験訓練(入校希望者は必須です)
1月29日(木)午前中まで。
3. 作業試験・面接:2月2日(月)、3日(火)
4. 合格発表:2月10日(火)

■施設見学会の開催について

平成27年1月21日(木)、1月28日(水) 各日午後1時30分から開始します(午後1時30分までにお越しください)。事前申込は不要です。2つの科まで見学できます。2月以降は随時見学可能です。また、販売実務科の施設見学及び相談は随時行っています。見学を希望される方は事前に本校にご連絡ください。

■募集案内パンフレット・応募書類の入手方法

- ・本校ホームページ(PDFファイルでダウンロード可)
- ・県内のハローワークや本校窓口で配布しています。
- ・郵送(送付先の住所・宛名を明記し140円切手を貼付した角型2号の返信用封筒を、『募集案内資料請求』と朱記した封筒に同封し本校へ郵送願います)

■お問い合わせ先

奈良県立高等技術専門校
〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見440
TEL:0745-44-0565 FAX:0745-44-1057
URL:http://www.pref.nara.jp/1755.htm

応募に関する詳しい内容は本校ホームページや募集案内パンフレットを入手してご確認ください

もう、チェックした? 奈良県特定最低賃金改定のお知らせ

特定最低賃金	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 820円 (平成26年12月27日発効)
	電機関係製造業 (電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業)	時間額 818円 (平成26年12月27日発効)
	自動車小売業	時間額 820円 (平成26年12月27日発効)
	木材・木製品・家具・装備品製造業	時間額 816円 日額 6,527円 (平成元年1月25日発効)
奈良県最低賃金 時間額724円(平成26年10月3日発効)		

○奈良県最低賃金は奈良県内で働くすべての人に適用されます。ただし、左記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれ特定(産業別)最低賃金が適用されます。

○最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時的賃金は算入されません。

○月給制の場合は、月給を一ヶ月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

詳しくは奈良労働局のHPからもご覧になれます。

nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

奈良労働局賃金室 0742 - 32 - 0206



社員・シャイんな職場訪問記²³



前回に引き続き
平成25年度奈良県社員・シャイン
職場づくり推進表彰企業を紹介します。

今回紹介するのは、若年者雇用推進部門賞を
受賞された 医療法人 鴻池会 様です。
事務部 磐城次長にお話を伺いました。



医療法人 鴻池会

事業内容：医療業（秋津鴻池病院等の運営）
所在地：御所市池之内1064
TEL：0745-63-0601
URL：<http://www.kounoikekai.com/>



働きやすい職場づくりに取り組み始めたきっかけ、また取組内容を教えてください。

昭和50年に事業所内保育所ができたのが始まりです。当時はまだまだ女性は育児に専念し、仕事を辞める時代。医療は専門性が高く日進月歩で子どもの手が離れても復職が大変です。有能な人材を確保するためにも必要でした。続いて職員にとって働く意欲につながるような、保養所等の福利厚生充実、様々なイベントも実施しています。地域の美化活動の一環としての鴻池会クリーンキャンペーンや、職員親睦のためのボーリング大会、夏祭り、職員旅行、忘年会等々、職員間のコミュニケーションも図っています。そして、教育という観点から、部署ごとで日々の取組みや研鑽事項を発表する鴻池会研究発表や、学会への参加も積極的に行っており、さらに、毎年20人ほどのインターンシップを受け入れ、生徒さんたちと深く関わり、実際の職場の雰囲気を目で見て感じてもらって体験をしていただいています。

昭和48年に病院を開設し、昭和63年に老人保健施設を開設、奈良県許可第1号としてスタートさせました。その後、在宅部門へも拡大し、今日に至ります。鴻池会の理念「利用者の立場に立って、医療・保健・福祉の総合サービスを提供し、地域の皆様の自立を支援します。」を胸に職員一同がんばっています。



磐城 眞照 次長

取組を進めるうえで大切なことは何ですか？

私たちの仕事は人がいなければ何もできません。機械が代わって何かをしてくれるものではありませんので、職員の皆さんひとりひとりを大切にしていけることが一番重要だと思います。人材は「人財」、財産です。また、業務を進めるうえで必要な信頼関係を築くため、職員間個々の絆を大切にするように心がけています。

今後の目標を教えてください。

この10年は高齢化社会を支えるためリハビリテーションと認知症両分野で機能の強化に取り組んできました。施設の充実などハード面とともに良質なサービスを提供するためには、ソフト面、中でも職員が働きやすい環境を整えることが大切です。

18～65歳という幅広い層の職員同士で、何らかのいい方法で互いにコミュニケーションを取り、うまく物事を運んでいくことがいいサービスの提供につながります。

職員で協力し支えあいながら、高いモチベーションを保ちつつ、医療・保健・福祉の総合サービスを提供するということを実行し、全職員一体となってがんばってまいります。



クリーンキャンペーンは家族と共に参加

職員の皆様を大切に思う磐城次長のお心がとても伝わってきました。今後も、さらなる取り組みを進められますことを期待しております!!



事業主の皆さま・パートタイム労働者の皆さま

パートタイム労働法が変わります 平成27年4月1日施行

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

主な改正のポイントは次のとおりです。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる

パートタイム労働者とは

- ◆パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者(短時間労働者)とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。
- ◆「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。
- ◆フルタイムで働く人は、「パート」などのような名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりません。事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります。

パートタイム労働法の改正については、「パート労働ポータルサイト」でも情報を提供しています。

パート労働ポータルサイト

検索

(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)

奈良県社員・シャイン職場づくり推進登録企業を募集しています!!

働きやすい職場づくりの取組は、従業員のモチベーションや企業イメージのアップ、企業活力・生産性の向上などに結びつく「あすへの投資」です!

従業員全員がいきいきと働く元気な企業を目指しませんか? ご登録お待ちしております!!

申請及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県産業・雇用振興部雇用労政課 労政福祉係 TEL: 0742-27-8828

※登録要件など詳細は、雇用労政課ホームページをご覧ください。<http://www.pref.nara.jp/4090.htm>

とまどりローン

<奈良県勤労者生活支援資金融資制度>

奈良県が近畿労働金庫と提携して行っている働く皆様のための融資制度です。

- ①中小企業に勤務する方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所1年以上居住 ・現勤務先1年以上勤務〕
- ②離職者で雇用保険受給中の方で次の要件を満たす方（連帯保証人1名必要）
〔・県内在住 ・現住所1年以上居住 ・離職前勤務先1年以上勤務〕
- ③育児・介護休業を取得中又は取得予定で、休業残期間が1ヵ月以上ある方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所1年以上居住 ・現勤務先1年以上勤務〕



- | | |
|---------------------|---------------------|
| ◆用途：①②教育費・医療費 ③生活資金 | ◆融資額：100万円（介護は60万円） |
| ◆年利：1.6% | ◆返済：5年以内 |
| ◆保証機関の保証が必要です | |

* 医療費は同居家族等の医療費、本人及び同居家族等の歯科治療費のみ対象となります。

* **金融機関の審査により、融資することが出来ない場合があります。**

- 融資申込窓口 近畿労働金庫県内各支店へ
奈良支店 <0742-36-2100> 高田支店 <0745-53-2211>
桜井支店 <0744-45-0123> 吉野出張所 <0747-52-0351>
近畿労働金庫郡山ローンセンター <0743-53-8581>
- 問い合わせ先 上記各支店・出張所・ローンセンター
奈良県雇用労政課 <0742-27-8828>
<http://www.pref.nara.jp/4119.htm>

労務改善 Q&A

Q

私が勤務している会社では年次有給休暇の他、特別休暇も様々あり、制度は充実しています。しかし、業務が多忙で1人欠けても回していくことが困難で、余程のことがない限り休める状況ではありません。そこで、上司に人員を増やしてもらえないか相談したところ、増員の必要はないとのこと、対応してもらうことができませんでした。休暇が取りにくい会社だと諦めるしかないのでしょうか。

A

ご質問内容に気になるところがあります。1つ目は、「休暇制度は充実しているが、余程のことがない限り休める状況にない」という点です。現状では休みづらいかもかもしれませんが、かつては社員の休暇取得に、ある程度理解を示す会社だったのかもしれませんが。

2つ目は、「上司は増員の必要がないと判断している」点です。近年多くの使用者は、次のようなことを考える傾向にあります。「会社の経営状態が悪化しても、解雇制限があるからむやみに社員を解雇できない。」「余剰人員を抱えたまま経営するのは危険だ。」「先が見通せず収益が上がらない現在、経費も社員も増やさずタイトな経営を続けることで、会社を維持しながら現有社員の雇用を守るしかない。」等々。結局、少数の社員でフル稼働が常態となり、休暇が取りづらくなります。休暇を取る社員が出た時の対処方法を、想定しづらい状態と思われるます。

3つ目は、「業務の効率化を図っているのかが不明」という点です。休暇を取りやすい環境にするには、段取り良く動き、仕事を早く片付けて、余裕を作り出す必要があります。決裁、会議、書類作成、社外との連絡方法等ワークフローを見直しているのか、単純作業を洗い出しアウトソーシング等しているのか、適材適所の人材配置をしているのか、業務引き継ぎの体制ができてしているのか、社員間で情報共有しやすいシステムづくりをしているのか等、会社に取り組んでいないこと、社員個人で工夫すべきことがあるかもしれません。

仕事と家庭を両立させること、及び心身ともにリフレッシュすることは、能率向上と社員の定着に繋がります。会社の経営状態、業種業態によっては難しいかもしれませんが、労使一体で社員の休暇取得を考えていただきたいと思います。

育児休業取得促進事業補助金の申請はもうお済みですか？

育児休業取得促進事業補助金

？

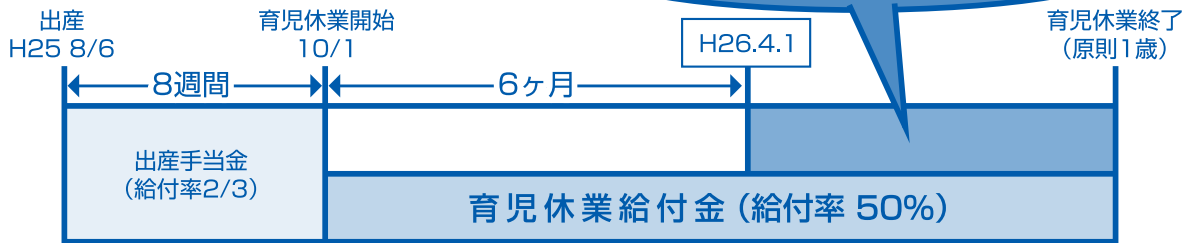


平成26年4月1日時点で既に育児休業を取得している人も補助対象となりますか？

補助の対象となります。
施行日(平成26年4月1日)以降であって、育児休業開始後180日に達した日の翌日以降に育児休業給付金に上乗せして支給する賃金等が補助の対象となります。(下図参照)



事業者が賃金等を上乗せして支給した場合に、県が17%の範囲内で事業者に補助



詳細については

奈良県雇用労政課労政福祉係へお問い合わせください。 **0742-27-8828**

奈良県育休補助金 **で検索!!** <http://www.pref.nara.jp/35802.htm>

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成23年度	1,395,687	71,510	73,830	1.03	310,712	188,356	0.61(0.68)
24年度	1,389,690	66,358	79,392	1.20	292,562	210,315	0.72(0.82)
25年度	1,383,549	62,400	83,829	1.34	270,251	226,474	0.84(0.97)
平成26年5月	1,379,425	5,416	6,318	1.28	23,346	18,906	0.90(1.09)
6月	1,378,741	4,898	6,662	1.34	22,757	18,468	0.89(1.10)
7月	1,378,015	4,785	7,242	1.46	21,750	18,513	0.90(1.10)
8月	1,377,583	4,425	6,499	1.35	21,038	18,273	0.89(1.10)
9月	1,376,919	5,183	6,884	1.41	21,234	18,935	0.90(1.09)
10月	1,376,466	5,095	7,977	1.49	21,242	19,810	0.92(1.10)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成23年	280,346	232,472	136.1	7.2
24年	262,429	223,192	137.5	8.3
25年	261,524	222,481	137.1	8.2
平成26年4月	234,104	225,408	141.5	9.0
5月	227,957	224,695	136.2	8.4
6月	344,910	224,641	142.6	8.6
7月	317,817	225,899	139.9	7.5
8月	233,966	223,576	131.7	6.7
9月	225,910	222,130	135.8	8.0

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻351号 平成27年1月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>